

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月15日現在

機関番号：33112

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2010～2011

課題番号：22830105

研究課題名（和文） 西洋簿記導入過程の研究—『日用簿記法』を通して銀行学局の簿記教育を考察する—

研究課題名（英文） Analysis of the Western-style bookkeeping education around the Ministry of Finance in the Early Meiji Era.

研究代表者

津村 怜花 (TSUMURA REIKA)

事業創造大学院大学・事業創造研究科・講師

研究者番号：90582940

研究成果の概要（和文）：

本研究は、明治初期の簿記書を解読し、その教示内容と当該書が出版された背景を分析することで、明治初期に西洋簿記という新たな知識が導入された過程を解明しようと試みるものである。その中で実務に強く影響を与えたとされる銀行の簿記教育に焦点を当て、『銀行簿記精法』の邦訳・編集者の一人である宇佐川が邦訳したHuttonの簿記書（『日用簿記法』とその邦訳原稿「尋常簿記法」）を取り上げ、『銀行簿記精法』との関係と共に教示内容の考察を進めた。その結果、当該簿記書は『銀行簿記精法』の教示内容を直接的に補完するものではなかったことが明らかとなった。ただし、大蔵省に関連する学習機関では、応用簿記である『銀行簿記精法』を学ぶ前に当該簿記書を学習していたことが推察されるため、初学者に西洋簿記の知識を教授する点では、一定の役割を果たしていたものと結論付けられる。

研究成果の概要（英文）：

The aim of this research was to reveal the introduction of Western style bookkeeping (double-entry bookkeeping) into the Ministry of Finance in the early Meiji Era, by analyzing and comparing these textbooks (*Nichiyo-Boki-Ho (A Method on Bookkeeping)*), the manuscript *Jinjyo-Boki-Ho*, the original (Hutton's textbook of bookkeeping), and the first Western style bookkeeping textbook published by the Ministry of Finance *Ginko-Boki-Seiho (A Detailed Treatise on Bank Bookkeeping)*, and going over the context of these texts published.

The results of this analyze, *Nichiyo-Boki-Ho* and *Jinjyo-Boki-Ho* didn't supplement some obscure explanations about *Ginko-Boki-Seiho*. But, these textbooks fulfilled a definite role about introducing the basic concepts of double-entry bookkeeping. According to the educational institution of the Ministry of Finance timetable, students learned the basic bookkeeping by using these texts before studied the applied concepts Bank bookkeeping by using *Ginko-Boki-Seiho*. Therefore, it was conjectured that students could more understand the Bank bookkeeping that was the one of the main lecture in the school.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,060,000	318,000	1,378,000
2011年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,960,000	588,000	2,548,000

研究分野：会計学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：明治初期、西洋簿記、銀行学局、『銀行簿記製法』、『日用簿記法』

1. 研究開始当初の背景

既存の会計史研究では、明治初期の簿記書について、『帳合之法』、『銀行簿記精法』、『馬耳蘇氏記簿法』など、その教示内容が詳細に研究されているものは限られている。この中で、後世の簿記実務に影響を与えたと高く評価されている『銀行簿記精法』の教示内容には、不明瞭な点が残されているほか、先行研究によりその帳簿組織など見解が分かれているのが現状である。

2. 研究の目的

西洋簿記導入過程の一端として、銀行をとりまく明治初期の簿記書を考察することで、『銀行簿記精法』の教示内容の再考を行う必要がある。このため、本研究では、同じ教育機関で用いられており、かつ『銀行簿記精法』の編集にも携わっていた宇佐川が翻訳した簿記の教科書『日用簿記法』の考察を進め、『銀行簿記精法』との関連を調べるとともに、銀行を中心とした教育機関における西洋簿記の教育課程を明らかにすることが目的である。

3. 研究の方法

研究の方法は以下の(1)～(4)の通りである。

(1) 史料収集および整理

『日用簿記法』および『銀行簿記精法』が出版された当時の状況を明らかにするため、邦訳簿記書出版の背景や銀行学局をはじめとする国立銀行の簿記教育機関について、先行研究や史料の収集およびレビューを行った。これにより、当該研究を進める上での問題点の等の整理を行うことが目的である。

また、『日用簿記法』の原著および『銀行簿記精法』が参考にしたとされる教科書の出版年の特定を試みた。当時、邦訳された簿記書(洋書)は、著者の死後も長く、他者が加筆・修正を加え同じタイトルのまま出版された改訂版が多数出版されている。その中には、大幅に加筆・修正されている版もあり、原著を特定することは、邦訳書との比較考察を進める上では不可欠である。

今回は、大蔵省銀行学局が所蔵していた書籍を多数補完している国立公文書館にて、現存する原著等の出版年を、当時の大蔵省、さらには国立銀行設立に深いかかわりのある

部局での所蔵を表す蔵書印を基に、特定を試みた。

(2) 『銀行簿記精法』に対する再考察

当該研究の出発点は、国立銀行設立を契機に制定された『銀行簿記精法』にある。我が国最初の複式簿記書であり、多くの研究から、当該簿記書にしたがって、国立銀行をはじめとする実務で採用された簿記技術が解説されている。この『銀行簿記精法』教示内容と同じ大蔵省官吏による邦訳書である『日用簿記法』の教示内容を比較することで、より詳細に当時の銀行学局等の大蔵省に関連する簿記教育の内容を明らかにすることができる。このため、新たに発表された『銀行簿記精法』に関する研究のレビューおよび再検討を行う必要があった。

(3) 『日用簿記法』等と原著との比較考察

『日用簿記法』とその翻訳原稿である「尋常簿記法」そして原著との比較考察を行う。まず、翻訳に際して省略箇所や加筆箇所がないか、また、先の簿記書が行っていたような帳簿形式の修正(改善)がないかを確認する。このような変更を加えるには、何らかの翻訳者の意図があると考えられるためである。

そして、当時の国立銀行の置かれていた状況を踏まえ、新たな知識をどのように日本に適応させ、教示しようと工夫したのか、変更箇所に基づき考察することで、邦訳者の貢献を明らかにしようと試みた。

(4) 『日用簿記法』等と『銀行簿記精法』との比較考察

先の史料整理および『銀行簿記精法』、『日用簿記法』の個別考察により、大蔵省に関連する教育機関において『銀行簿記精法』よりも先に『日用簿記法』による簿記教育が行われていたことが明らかになった。また、邦訳者の経歴を考えると、『銀行簿記精法』を補完するため、あるいはその理解を増長させるための知識が『日用簿記法』で教示されていた可能性が考えられる。

まず、教示内容の関連性に焦点を当て、両者の比較考察を試みた。これには、未だ研究者間で見解が分かれている『銀行簿記精法』の帳簿組織等を、のちに出版された『日用簿記法』により説明できないか、両書の関連性を検討する目的があった。

この他、当時の簿記教育における当該簿記書の役割を明らかにするため、両者の邦訳過

程の比較考察や、当時のカリキュラムによる位置づけなどの比較を行った。

4. 研究成果

(1) 『日用簿記法』等と『銀行簿記精法』との関連

考察の結果、当該簿記書は『銀行簿記精法』の教示内容の不明瞭な点を補うための教科書ではないことが明らかとなった。ただし、応用簿記である銀行簿記を学ぶためには、まず初歩の知識として商業簿記を学ぶことは有意義である。当該研究を通して、当時の国立銀行にかかわる教育機関銀（銀行学局・銀行学伝習所等）の時間割により、『銀行簿記精法』を学ぶ前に『日用簿記法』により商業簿記の基礎が教示されていたことが明らかとなった。

このため、直接的に『銀行簿記精法』の教示内容を踏まえ、これを改善ないし補完するというよりも、基礎教育としての位置づけにあったものと考えられる。そう位置づけるにしても、帳簿名などの専門用語を『銀行簿記精法』と統一させる配慮がされていない点は、学習者の誤解を招く可能性があったと言わざるをえない。

(2) 『日用簿記法』等と原著との比較考察

① 原著の特定

国立公文書館には、現在、Huttonの簿記書は23冊所蔵されている。これらの蔵書印を調査した結果、いずれもJames Trotterにより改訂が加えられた版であり、出版年は明記されていない版であることが明らかになった。そして、この中には、「翻訳局」や「銀行学局」、「紙幣寮官籍」など、邦訳者である宇佐川と直接関係があり、なおかつ大蔵省の中でも国立銀行設立に関連の深いと直接関係のある部局で所蔵されていたことを表す蔵書印が押されているものが多数存在している。これらについては、宇佐川が邦訳に当たり入手可能な版であったと考えられる。

したがって、『日用簿記法』などの原著は、Trotterによる改訂版であり、出版年が印刷されていない版であることが特定できた。本研究では、この版を用いて、原著との比較考察を行った。

② 削除された内容

『日用簿記法』と原著の比較考察からは、当該簿記書は原著ほぼ直訳ないし抄訳であることが明らかになった。ただし、取引の内容は示されているものの、帳簿の記帳例示等のひな形はすべて削除されていることが明らかになった。

まず、当該簿記書はその序文の日付は、1875（明治8）年10月13日となっており、

これは宇佐川が銀行学局で銀行学長を務めていた時期と重なる。したがって、その邦訳原稿である「尋常簿記法」および当該『日用簿記法』の教示内容については、宇佐川が大蔵省紙幣寮に勤め始めた頃から銀行学局で簿記の講師を務めていた頃の間、邦訳していたものと考えられる。宇佐川が銀行学局で簿記の講師を務めていたため、原著であるHuttonの簿記書に基づき講義を行っていたと考えるならば、当該簿記書は宇佐川が講義ノートをまとめたものと解釈することもできる。その場合、帳簿のひな形や記入方法は、原著を参照すれば理解できるものであるため、あえて帳簿ひな形を邦訳、提示する必要はなかったと考えられる。

次に、銀行学局の後身であり、1877（明治10）年に設立された銀行学伝習所のカリキュラムには「尋常簿記法」という講義名が示されている。当該学習機関では、邦訳書により講義が行われていたとされるため、当該簿記書が講義で使われていたことと考えられる。この場合、別紙にて帳簿のひな形等が用意されていなければ、実際の取引をどのように記帳すべきか、各帳簿の形式はどのようになっているのかを詳細に理解することは難しかったものと推察される。ただし、当該学習機関が銀行家などの養成を目的とし、のちの『銀行簿記精法』に基づく講義にて、帳簿の記入方法を学ぶと位置づけていたならば、当該簿記書では、西洋式簿記の基礎的な概念（借方・貸方、各種帳簿の種類等）を理解させることが目的となり、帳簿ひな形を省いても十分役立ったものと考えられる。

③ 邦訳上の工夫

ごく僅かではあるが、邦訳者による解説が見られた。このように、邦訳者が教示内容に関して付す補足の解説は、我が国最初の西洋簿記書である『帳合之法』にも共通してみられるものであり、邦訳者が新たな技術である西洋簿記を日本人にわかりやすく教示しようとした工夫であると指摘できる。この他にも『帳合之法』との類似点として、数字の書き方として、漢数字を三桁毎に位取りをしている点を挙げることができる。したがって、『日用簿記法』は、『銀行簿記製法』と同様に、『帳合之法』の邦訳方法なども参考にした可能性が指摘できる。宇佐川が『銀行簿記精法』で削補・校正を担当していたことから、両書の関連、類似については至極当然のことともいえる。

さらに、重要と思われる用語や内容の横に記号（○）を付し、その用語や内容を強調するなど、学習者にわかりやすくするための工夫がみられた。これは『銀行簿記精法』や『帳合之法』など先に出版された代表的な簿記書には見られない工夫といえる。

この他、他の簿記書とは異なり、固有名詞などを和風の名称などに改めることなく、原著の通りの洋式の名称を用いている点、例示されている金額などが原著から変更されている点が指摘できる。前者に関しては、邦訳に割ける時間の都合等から、原著の名称をそのまま漢字に起こした可能性が指摘できる。あるいは、原著と併用して利用することを前提として、あえて洋式の名称を採用したとも考えられる。その一方で、後者に関しては、原著がイギリスの簿記書であり12進法が採用されていることから、日本式に10進法に改める上で必要な邦訳上の工夫と考えることが可能である。

(3) 『日用簿記法』等の果たした役割

当該考察結果を踏まえると、初学者が応用簿記である銀行簿記を学ぶうえで必要な西洋簿記の基礎知識を教授する目的で、『日用簿記法』は邦訳・出版されたものと考えられる。また、銀行簿記を学ぶ以前に、当該簿記書により初歩の西洋簿記の概念を学ぶという当時の授業カリキュラム、そして邦訳者による解説や重要な内容等の強調などの翻訳上の工夫により、当該簿記書は西洋簿記導入過程において、学生の理解を促進するという点では、一定の役割を果たしたものと考えられる。

(4) 『銀行簿記精法』の再考結果

現段階では、当該研究過程で明らかになった『銀行簿記精法』に関する考察結果のみを雑誌論文という形式で公表している。これについて言及すると、昨今の研究のレビューにより『銀行簿記精法』が参考にした簿記書として、Marshの銀行書からの引用箇所があることが指摘されるようになった。これについて再考を加えた。

まず、Marshの銀行書が大蔵省で所蔵されていたかどうかについて、先行研究などでも関連は見出されていない。実際に、大蔵省で所蔵されていた書籍を多数所蔵している国立公文書館の所蔵を確認を試みたが、Marshの銀行書そのものの所蔵は確認されるものの、押されている蔵書印からは「銀行学局」や「邦訳局」などの大蔵省の中でも国立銀行設立に関係の深い部局を示すものを発見することはできなかった。

しかし、先行研究の指摘通り、取引例示に関しては内容も数値も一致する箇所が存在する。ただし、この取引例示には『銀行簿記精法』では削除された例示が3つ存在する。この内容と当時の大蔵省の銀行政策の状況を考察することで、新たに3つの例示が省略された理由を推察することができた。

つまり、少しでも早く国立銀行という新たなシステムを整備し、定着させなければなら

なかった当時の状況を考えると、銀行業務として必要不可欠な業務にしぼりマニュアル化を進め、実施する必要がある。このような状況において、直接銀行業務（銀行の設立、発券業務、預金、為替業務）には関連しない、銀行の建物の改良や国立銀行自身が国債（公債証書）から受け取る利息など削除された取引例示の項目は、省いても問題がない内容であったと推察される。この他、設立当初の国立銀行では資金不足の状況であったと推察される史料があることから、直接的な銀行業務にかかわりの薄い支出要素は意図的に削除対象となった可能性も考えられる。

(5) 今後の展開

当該考察結果により、銀行を中心とした教育機関の展開や、カリキュラムの改変を追求することで、『日用簿記法』と『銀行簿記精法』を中心とした簿記教育の展開の一部を明らかにすることはできた。

しかし、未だ『銀行簿記精法』それ自体では不明瞭な帳簿組織などを、教育現場においてどのように教示したのかなどを明らかにすることはできなかった。この疑問点については、当該研究対象以外にも存在する他の銀行に関連する教育機関の教科書について、時系列に沿って考察を進める必要があり、今後も研究を続ける予定である。

また、当該研究期間は終了した現段階において、『日用簿記法』等を中心とした考察結果は公表できていない。引き続き当該研究成果をまとめ、雑誌論文として公表していく所存である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

津村 怜花、『銀行簿記精法』とMarshの銀行書との比較考察—比較から見出せる邦訳者の貢献—、事業創造大学院大学紀要、査読無、第2巻第1号、2011、37-52頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

津村 怜花 (TSUMURA REIKA)

事業創造大学院大学・事業創造研究科・講師

研究者番号：90582940